

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00090510

2023年6月15日

発信課	環境部環境総務課
担当者	猪股 正孝
連絡先	電話 0166-25-5350
	FAX
	E-mail kankyosomu@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 [ ] 募集 [ ] 契約・入札 [ ] 会議・説明会 [ ] その他 [○]
日程	令和5年4月17日 ~ 令和6年3月22日
発表項目 (行事名)	令和5年度旭川市狩猟免許取得支援補助金のお知らせ
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>鳥獣対策の捕獲等の担い手を確保するため、新規で第一種銃猟免許を取得された方を対象に、申請に基づき経費の一部を補助します。概要は次のとおりです。</p> <p>1 補助の対象者(次の全てに当てはまる方)</p> <p>(1) 令和4年4月1日以降に新規で第一種銃猟免許を取得した方</p> <p>(2) 銃砲所持許可を受けており、同許可証の用途の項目に有害鳥獣駆除の記載がある方</p> <p>(3) 旭川市内に住所を有し、かつ市税を滞納していない方</p> <p>2 補助対象経費</p> <p>(1) 第一種銃猟免許の取得に係る経費</p> <p>(2) 狩猟者登録に係る経費</p> <p>(3) 銃砲所持許可に係る経費</p> <p>3 補助率及び補助上限額</p> <p>補助率は補助対象経費の1/3以内(千円未満切り捨て)とし、25,000円を補助上限額とします。</p>
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

# 令和5年度旭川市狩猟免許取得支援補助金のお知らせ

鳥獣対策の捕獲等の担い手を確保するため、新規で第一種銃猟免許を取得された方を対象に、申請に基づき経費の一部を補助します。概要は次のとおりです。

## 1 補助の対象者（次の全てに当てはまる方）

- （1）令和4年4月1日以降に新規で第一種銃猟免許を取得した方
- （2）銃砲所持許可を受けており、同許可証の用途の項目に有害鳥獣駆除の記載がある方
- （3）旭川市内に住所を有し、かつ市税を滞納していない方



## 2 補助の対象経費

区分	対象経費	留意点
第一種銃猟免許の取得に係る経費	第一種銃猟免許試験申請手数料	令和4年度又は令和5年度の取得に係る経費のみ対象
	第一種銃猟免許試験予備講習会受講料	
	医師の診断書料	
狩猟者登録に係る経費	狩猟者登録手数料	令和5年度の登録に係る経費のみ対象
銃砲所持許可に係る経費	猟銃等講習会手数料	1 申請日において有効期間内の銃砲所持許可に要した経費のみ対象 2 所持許可申請手数料は、1丁目の申請経費に限る。
	教習資格認定申請手数料	
	医師の診断書料	
	猟銃用火薬譲受許可証申請手数料	
	射撃教習受講料	
所持許可申請手数料		

## 3 補助率及び補助上限額

補助率は補助対象経費の1/3以内（千円未満切り捨て）とし、25,000円を補助上限額とします。

## 4 申請方法

申請フォームから電子申請を行ってください。

なお、電子申請が困難な場合は下記お問合せ先まで御連絡ください。



## 5 申請にあたっての提出書類

- （1）旭川市狩猟免許取得支援補助金交付申請書（電子申請の場合は不要）
- （2）ア 狩猟免許（写）、イ 狩猟者登録証（写）、ウ 銃砲所持許可証（写）【イは対象として申請する場合のみ】
- （3）補助対象経費に係る領収書（写）
- （4）納税証明書（市税に滞納のない証明）（写）※申請書を提出する日から3か月以内に交付されたもの  
【納税証明書取得について】市役所総合庁舎2階⑩窓口、各支所又は東部まちづくりセンターで交付。費用(300円)は申請者の自己負担。  
【納税証明書取得に必要なもの】運転免許証など本人確認書類、市税納付から2週間以内の場合は領収書や記帳済み通帳等納付確認ができる書類、請求が代理人の場合は委任状。詳しくは税務部税制課諸税係 25-5604 にお問い合わせ下さい。
- （5）その他市長が必要と認める書類

## 6 申請受付期間

令和5年5月19日（金）午前8時45分から令和6年3月22日（金）午後5時15分まで  
ただし、予算額に達した場合は、期間内であっても申請受付を終了します。

（お問合せ先）旭川市環境部環境総務課環境保全係  
(TEL)0166-25-5350  
(FAX)0166-29-3977  
kankyosomu@city.asahikawa.lg.jp